

平成 21 年 9 月 7 日(月)

於・農 林 水 産 省

三番町共用会議所

第 5 回

国際植物防疫条約に関する国内連絡会 議 事 録

農 林 水 産 省

目 次

1. 開 会	1
1. 開会の挨拶	1
1. I S P M採択以外のC P M 4 報告事項と I S P M策定手続	4
1. I S P M各国協議案及び我が国の対応方針案について	1 1
1. 閉 会	3 7

開 会

○坂田植物防疫課課長補佐 それでは、時間になりましたので、第5回国際植物防疫条約に関する国内連絡会を開催させていただきたいと思います。

本日はお忙しいところ、また暑い中をお集まりいただき、ありがとうございます。

私は前任の横地から7月14日付で引き継ぎました坂田と申します。本日、進行の方をさせていただきます。

開 会 の 挨 拶

○坂田植物防疫課課長補佐 初めに、まず植物防疫課長の福盛田の方から開会の御挨拶を申し上げます。

○福盛田植物防疫課長 植物防疫課長の福盛田でございます。

本日、第5回国際植物防疫条約に関する国内連絡会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。平素から植物防疫行政への御協力、ありがとうございます。

我が国が加盟しております植物防疫条約（IPPC）におきましては、その活動の一環といたしまして、植物検疫措置の国際調和を図るという目的のために植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）の作成に取り組んでいるところでございます。ISPMは加盟国の協議を経ましてIPPC総会で採択されるというものでございまして、加盟国はこれに基づいて植物検疫措置の制定、改定及び実施を考慮することとなります。

このため、ISPMの検討に当たりましては、関係者との情報の共有及び意見交換が重要であると考えております。こうした認識の下、我が国の考えを取りまとめるに当たりまして、消費者団体や産業界の関係者の皆様から意見をいただくためにこのような国内連絡会を各国協議期間中の9月と、それからIPPC総会の前の3月に随時開催してまいりました。今回、第5回ということになります。そこで皆様方、それぞれのお立場から貴重な御意見を伺えればと考えております。

各国協議のコメントは9月30日までに提出することとされております。本日、この会

議でいただいた御意見を十分に参考にさせていただきまして、国際基準の策定に係る一連の議論に対する我が国のコメントを作成してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

さて、植物検疫をめぐる最近の情勢でございますけれども、IPPC は 1995 年以降、32 の ISPM を策定しております。最近の動きでございますと、本年の IPPC 総会におきましては木材梱包材を介した害虫の侵入防止のために策定されました「ISPM No.15 の改正」や、あるいは害虫に対する植物検疫処理の方法が定められております「ISPM No.28」、それから加工方法、加工の程度、使用目的により植物や植物加工品に係る病害虫のリスクを分類する「ISPM No.32」などが採択されております。また、対象とする範囲も拡大してきておりまして、今後、植物自体の輸出入に直接関係しない、例えば船舶や航空機、こういうものに付着する病害虫の取り締まりに関する基準の策定という動きもあります。植物検疫につきましては、①科学的根拠に基づいて行われるべきこと、それから②病害虫の危険の度合い、危険度に応じた措置であること、それから③内外無差別の原則にのっとっていること等を遵守しながら進める必要がございます。今後ともこれらの原則を踏まえて検討していくこととしております。

私どもといたしまして、消費者団体や産業界の関係者の皆様の意見を伺いつつ、より透明性の高い植物検疫行政を今後とも推進していく所存でございます。短い時間ではございますけれども、実りのある意見交換となりますよう忌憚のない御意見をお願いしたいと思います。

なお、本日の資料と議事録の概要につきましては後ほど農林水産省のホームページに掲載するという事としておりますので、あらかじめ御了承をお願いしたいと思います。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○坂田植物防疫課課長補佐 植物防疫課長、福盛田でございました。

続きまして、私の方から本日御出席の委員の方々の御紹介をさせていただきたいと思っております。

日本くん蒸技術協会事務局長、秋山博志様でございます。

○秋山委員 秋山でございます。よろしくお願いいたします。

○坂田植物防疫課課長補佐 全国農業協同組合連合会園芸流通課副審査役、井手健博様でございます。

○井手委員 井手でございます。よろしくお願いいたします。

○坂田植物防疫課課長補佐 消費科学連合会副会長、犬伏由利子様でございます。

○犬伏委員 犬伏でございます。

○坂田植物防疫課課長補佐 日本果樹種苗協会事務局長、小野祐幸様でございます。

○小野委員 小野でございます。よろしくお願いいたします。

○坂田植物防疫課課長補佐 日本種苗協会国際副委員長、金子英人様でございます。

○金子委員 金子です。よろしくお願いいたします。

○坂田植物防疫課課長補佐 全国植物検疫協会専務理事、古茶武男様でございます。

○古茶委員 よろしくお願いいたします。

○坂田植物防疫課課長補佐 日本生活協同組合連合会食の安全・エネルギー問題担当部長、佐々木珠美様でございます。

○佐々木委員 よろしくお願いいたします。

○坂田植物防疫課課長補佐 全国木材検査・研究協会検査部長、清水眞長様でございます。

○清水委員 全木検の清水です。よろしくお願いいたします。

○坂田植物防疫課課長補佐 日本園芸農業協同組合連合会業務部次長、鈴木秀明様でございます。

○鈴木委員 よろしくお願いします。

○坂田植物防疫課課長補佐 全国農業協同組合中央会経済事業改革推進部審査役の丸澤充芳様でございます。

○丸澤委員 丸澤です。よろしくお願いいたします。

○坂田植物防疫課課長補佐 日本青果物輸入安全推進協会安全問題専門委員長、米倉幸夫様でございます。

○米倉委員 よろしくお願いします。

○坂田植物防疫課課長補佐 続きまして、本日の進行につきまして、簡単に御説明をさせていただきますと思います。

これに引き続きまして、まず「ISPM 採択以外の CPM 4 報告事項と ISPM 策定手続」といたしまして、当方から御説明をさせていただきたいと思います。また、引き続きまして、「ISPM 各国協議案及び我が国の対応方針案について」、引き続き御説明をさせていただきたいと思います。それぞれにつきまして、当方からの説明、順次御意見をいただきながら進めさせていただきます。また、途中、3時半ごろをめぐりに一度休憩をとらせていただきたいと思います。

また、大変恐縮ではございますが、本日、課長の福盛田の方がどうしても抜けられない所用がございまして、CPM 4 の報告が終わりました時点で退席をさせていただきますことを御容赦いただければと思います。

続きまして、資料の方を確認させていただきたいと思います。お手元にごございます資料、資料 1 といたしまして、一番上に「ISPM 採択以外の CPM 4 報告事項と ISPM 策定手続」というふうに書かれた資料をお配りしております。これには中に①、②、③、④というふうに綴ってございます。資料 2 といたしまして、「各国協議案説明資料」ということで、一番上に「ISPM No. 7（輸出植物検疫証明システム）の改正」と書かれた資料をお配りしております。続きまして、資料 3－①といたしましては、ISPM 各国協議案 6 本の原本をお配りしております。資料 3－②といたしまして、現行の ISPM の No. 7 と No. 12 と No. 27、No. 28 というものをお配りしております。最後に、本日終了時点でアンケートの方をお願いしたいと思っております、アンケート用紙をおつけしております。こちらの方は会議終了時に集めさせていただきたいと思います。お手元に資料はございますでしょうか。

ISPM 採択以外の CPM 4 報告事項と ISPM 策定手続

○坂田植物防疫課課長補佐　そういたしましたら、議事の 1 番目、「ISPM 採択以外の CPM 4 報告事項と ISPM 策定手続」ということで、消費・安全政策課調査官の山田の方から御説明させていただきます。

○山田消費・安全政策課調査官　御紹介いただきました消費・安全政策課の山田と申します。よろしくお願い申し上げます。

前回までのこの国内連絡会では国際基準課という形で参らせていただいておりますけれども、組織改正の関係で、9 月から消費・安全政策課の中に国際関係のユニットを設けまして、仕事を引き続きさせていただいております。そういう形で、今回から消費・安全政策課という名前で出席させていただきます。

ただいま司会者の方からございましたように、〔p-1〕¹まず 1 番目、資料 1－①で、画面にも掲示してございますけれども、今年の IPPC の総会、CPM の 4 回目、CPM 4 で決まりました国際基準 (ISPM) 以外の報告事項、それからおさらいになりますけれども、ISPM の策定手続ということで、15 分～20 分いただきまして御説明申し上げたいと思います。

¹ 資料 1－①のスライド 1。以下同様に p-2：スライド 2、p-3：スライド 3・・・。

〔p-2〕 まず2つ大きな内容がございまして、1つは今年の IPPC の総会での目玉でございました **Pest Free Area**、病虫害の無発生地域の国際認証についての検討の結果、これが1つ、それからもう一つは、これはおさらいでございますけれども、国際基準（ISPM）の策定手続ということで少し御説明申し上げたい、この2つが大きな内容でございます。

〔p-3〕 まず1番目ですけれども、**Pest Free Area**、病虫害の無発生地域の国際認証ということについて、今年の IPPC の総会でどのような議論がなされ、どのような結果になったかという報告でございます。

〔p-4〕 **Pest Free Area** の定義ということで画面にも出てございますけれども、これは ISPM の国際基準の5番に書いてございますので紹介させていただきます。「ある特定の有害な動植物が発生していないということが科学的な証拠により証明され、適切な場合、この状態が公的に維持されている」ということがこの定義になっております。例えば、ここに植物防疫法施行規則別表2が載っておりますので、これに沿って説明いたします。病虫害の発生地域、それからその寄主植物というものが一覧の表になっており、こういう形で寄主植物の輸入禁止というものがなされています。例えば、この表の中で言いますと「オーストラリア（タスマニアを除く）、なす科植物、ばら科植物…の生果実」というふうになっており、オーストラリアからのこういった植物の輸入がとめられております。ただし、「タスマニアを除く」というふうになっております。タスマニアはこの対象病虫害でありますところのチチュウカイミバエが無発生であるという認定がなされておりますので、タスマニアからはこれらの植物は止まっていないということになります。こういった取組はオーストラリアからの申し出に基づきまして我が国が認めているという、二国間の協議で定まっているものでございます。こうした二国間の協議というのが非常に時間がかかるということもありまして、国際的にマルチな議論の中で国際認証をしようという議論が出てきたということでございます。

〔p-5〕 この病虫害の無発生地域の国際認証ということの検討経緯でございますけれども、まず2005年にこの実用性というものについて検討しようということが決まりました。2006年、その検討グループというものでどういったことを検討していくのかという検討事項を決定、それから2008年の7月になりまして、公開の作業部会（OEWG）、**Open-Ended Working Group** という形の部会が開催されて、検討、さらに昨年10月、この公開の作業部会の検討結果を、**SPTA** と書いてありますけれども、日本語に訳すとちょっと長いのですが、戦略計画及び技術支援に関する非公式作業部会、これは後で図示して御説明しま

すけれども、SPTA という作業部会場で検討したということ、そういった経緯がございます。この Open-Ended Working Group の結論と SPTA の結論が若干違うような形になっております。OEWG においてはどちらかという国際認証をやっていくということに前向きでして、非常に有用である、技術的にも実施可能であるというような形の議論、ただ、財源が必要で、実現ができるかどうかというのはその財源等を見てよく検討しようというような結論でございました。

それに対しましてこの SPTA、戦略計画を議論する作業部会の結論というのはどちらかという否定的なものでございまして、国際認証というシステムを作っていくのは不適当だ、かつ実現不可能であるというようなこと、またさらにそのリソース、財源その他の点で実現不可能と思われるというような否定的な結論で、この2つで相反するというような議論がなされております。

〔p-6〕そういったワーキンググループでの議論を経まして、今年の IPPC の総会、CPM の4回目、CPM 4 というものが開かれまして検討がなされました。その結果がこういったことになっております。すなわちリソース、財源等の不足を考慮すると、認証手続を作成することは非現実的である、締約国が定めた PFA（病虫害無発生地域）についての情報を掲載するためのプラットフォームを作成することが望ましい、というような議論があり、結論としては、「この PFA についての国際認証というものの作業を進めない。ただし、各国が二国間の協議などを経て設定した病虫害の無発生地域についての情報をホームページに載せる」というようなことで合意がなされたということでございます。我が国としてもどちらかという否定的な結論を出していた SPTA の方を支持しておりますので、どちらかと言えば我が国の意見に近いような形でこの IPPC の総会で結論が出たということでございます。

〔p-7〕次に、動物衛生の世界では公式認定というものがどうなっているかというのを参考までに申し上げたいと思います。動物衛生の世界、家畜衛生の世界では、OIE、国際獣疫事務局と言っておりますけれども、そういう国際機関がございまして、動物の疾病について清浄性といいますか、動物の疾病がその国なりその地域に存在するか存在しないかというような認定を実施しています。対象はこの4つ、口蹄疫、牛疫、牛肺疫、BSE、こういう4つの病気について認定をしております。これは各国からの要請、自分の国のステータスについて見てくれというように国際機関たる OIE に要請があり、手数料を取って OIE が認定するというような形になっております。その認定というのは、OIE の総会とい

うのが年に1回ございますけれども、その年に1回の総会で認定されるということになっております。ここに出ています、ちょっと見づらいですけれども、認定証の例がありまして、今年の OIE の総会で我が国、日本の BSE についての認定をしてもらいました。そのときの日本に対する認定証、証明書です。それは、BSE については3段階ありますけれども、「BSE については管理されたリスクの国である、ないとは言わないけれども、蔓延しているというわけではない」という真ん中ぐらいのランクなのですけれども、「管理されたリスクの国である」ということが認定された証明書であります。これは参考までということで、動物の世界でどうなっているかということをお紹介申し上げました。

以上が今年の IPPC の総会で基準以外の面で大きなトピックとして議論されてきた、植物の病害虫の無発生地域に関する国際認証についての御説明、御報告でございます。

〔p・8〕次に後半でございますが、これは釈迦に説法でございます、繰り返すまでもないのでございますが、ISPM、植物防疫の国際基準の策定手続について簡単におさらいということで申し上げたいと思います。

〔p・9〕植物防疫の国際基準、ISPM を策定するに当たってこのようないろいろな組織が入っております。まずは総会に当たるのですけれども、CPM といいます、植物検疫措置に関する委員会というものがございます。事務局は FAO の中にございまして、ローマにございます。植物検疫措置に関する最高の意思決定機関、総会に当たるものでございます。その下にいろいろ補助的な機関が幾つもありまして、その1つが先ほど申し上げた SPTA（戦略計画及び技術支援に関する非公式作業部会）というものでございます。こちらの SPTA では ISPM、すなわち国際基準の策定に関する直接的な関与ではなくて、戦略計画、すなわち国際基準を作っていく上で優先順位づけの仕事等を行っております。我が国が出席している機関に日の丸をつけてございますけれども、国、日本国としての参加はこちらの総会だけになりまして、それ以外は専門家として参加しております。特に、この SC というものは非常に重要な役割を果たすわけですけれども、後で御説明申し上げる阪村検疫対策室長が参加して議論している場でございます。

〔p・10〕国際基準の策定手続についてでございます。手続の面で言いますと、Step が1から8まで、国際基準の策定の提案がありましてから採択まで、こういったような手続に従って策定されるということになっております。スタートは新規トピックの募集ということでございますけれども、これは後ほど申し上げますけれども、2年に一遍、各加盟国から募集します。そこで議論がなされ、ワークプログラムとして、いいではないか、そう

いう基準を作っていこうではないかということになって議論がトントンと進んでいくわけでございます。最後に採択されるのは総会ということになりまして、正式な機関として総会で意見を言うということになりますけれども、ここでは事前に、国として、日本国として書面でコメントを提出するという形になってまいります。

それから、この一連の流れとして **Step 1** から **8** というのがございますけれども、後でまた少し言及させていただきますけれども、その **1** から **8** を全部同じような形でたどって採択されるということではなくて、レギュラープロセスというものとスペシャルプロセスというものがございます。すなわち、レギュラーというのは普通にこのプロセスで進んで行きますが、スペシャルということになりますと、会議を例えばみんなで集まって議論するという形ではなくて、eメールでやりましようとか、あるいは総会で採択されるというときに、その前に正式な異議というか、反対意見というか、そういうものが出されていない場合には総会で一々議論しないで採択したりというようなこともあり、このスペシャルプロセスというのはスムーズに、スピーディに議論を採択していくということができるというようなプロセスになっております。どちらのプロセスをとるかというのはそれぞれごとにみんなで話し合っ決めていくということになっております。

〔p・11〕具体的に今作業中のプログラムが幾つもありまして、資料 **1** の③の方に並べてありますので後でご覧いただければと思います。このプログラムを区分しますと、**Step** ごとにこれだけの数のプログラムが今、作業中です。下に行くほど採択に近いということになりますけれども、先ほど申し上げたレギュラーのプロセス、それからスペシャルのプロセスというふうに分かれております。例えば、この **Step 3** の **12** 個は全部レギュラーのプロセス、**Step 4** の **52** 個の作業についてはレギュラー **17** 個とスペシャル **35** 個ということでプロセスが分かれております。それ以外に優先順位付け、先ほど **SPTA** でつけますよということを申し上げましたけれども、優先順位というものがハイ・プライオリティーかノーマル・プライオリティーか、普通か高いかということも分かれております。そんなような形で優先順位付けがつけられて議論がなされているということでございます。

〔p・12〕先ほど新しい **ISPM** 案については **2** 年に一遍、加盟国から募集しますよということを申し上げましたけれども、今年がその案の募集の年であります。我が国からは特段出しておりませんが、加盟国、それ以外の国際機関とか、そういう人たちも提案できるということになっております。提案がなされると **Step 2** という形で、これを作業としてやっていこうということで採択される、あるいはされないということもありますけ

れども、その採択されるに当たってはどのような優先順位がついているのか、プロセスはどういうことであろうかということで議論がなされた上で決まるということになります。こういったものは SPTA でも議論されることになってまいりますけれども、SPTA の議論の文書というものが IPPC のホームページに載るような形になっていまして、ホームページ上で、どういうことが議論されているのかなというのが分かるというようになっております。

この SPTA で議論をされ、さらに先ほど申し上げた SC、〔p-9〕ここですね、基準委員会になりますけれども、こちらで SPTA の結果というものを改めて議論し、こういう作業は適切かどうかということを改めて検討ということがなされております。

〔p-13〕最後でございますが、ISPM、国際基準の策定手順の中で新しい点として **Extended time schedule** という措置が講じられることになりましたので、少し御紹介申し上げます。

これは加盟国協議を行ってコメントを集約していくという中で十分その時間をとっていかうというために設けられたものでございます。すなわち、SC、基準委員会によってコメントを踏まえた修正案を検討していくというスケジュールが Step 6 にあるのですけれども、Step 5 で加盟国協議をやっていくということになったとき、その翌年以降に総会に上げていこうということ、翌年以降ですから、すぐ総会に上げるというのではなくて、それまでの間にきちんとみんなで議論しようということになっております。ですから、例えば先ほど今日の会合で現在協議国加盟中の案について御説明、御意見を伺いますということをお願いしたけれども、今、そうやって加盟国の意見を聞こうとしている事項というのは基本的には翌年以降ですから、来年の3月ではなくて、再来年の総会にかけられていくということでもあります。ただ、例外がございまして、優先度が高いもの、あるいはもう加盟国の間で異論がないものというようなもの、あるいは先ほどスピーディにスムーズに議論していこうというプロセスがありますと申し上げましたスペシャルプロセスのもの、こういったものは来年の総会に出されていく可能性があるということでございます。来年の総会に上げるかどうかというのは11月の基準委員会で議論されていくということになっております。

駆け足でございますが、以上、今年の IPPC の総会の国際基準以外のところについての報告、それからおさらいでございますけれども、ISPM の策定手続、そして新しく講じられることになった **Extended time schedule** ということについて概略申し上げました。あ

りがとうございます。

○坂田植物防疫課課長補佐　ただいま消費・安全政策課調査官の山田から御説明させていただきました件につきまして、御意見、御質問等がございましたらよろしく願いいたします。

秋山様、よろしくお願いします。

○秋山委員　先ほどの新規トピックの Step 1 のところで応募者、加盟国のほか TP、国際機関と書いてございますが、TP というのは何の略でございますか。

○山田消費・安全政策課調査官　済みません、Technical Panel です。省略してございます。申しわけございません。

○秋山委員　Technical Panel も応募できるわけですか。

○山田消費・安全政策課調査官　はい。〔p-9〕この辺に書いてあるのですが、申しわけありませんでした、略語で。

○秋山委員　Technical Panel がこういった基準を作ってほしいとすることができるということになっているということですね。

○山田消費・安全政策課調査官　はい。

○秋山委員　わかりました。ありがとうございました。

○坂田植物防疫課課長補佐　ほかに御意見、御質問等がございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。そういたしましたら、続きまして、ISPM の各国協議案の御説明に移らせていただきたいと思います。大変恐縮ですが、課長の福盛田の方はこちらで退席させていただきます。

〔福盛田植物防疫課長退室〕

○坂田植物防疫課課長補佐　続きまして、国際基準の ISPM No. 7（輸出植物検疫証明システム）の改正ということで、検疫対策室長の阪村の方から御説明させていただきます。

○阪村検疫対策室長　阪村でございます。よろしくお願いいたします。

今年の各国協議に諮られており、来年の3月のCPMに提出される予定のISPM案が今、全部で6本でございます。そのうちの1つ、ISPM No. 7（輸出植物検疫証明システム）の改正、それからその次、ISPM No.12（植物検疫証明に関する指針）の改正、この順で御説明をしたいと思います。

長い間時間がかかりますが、よろしくお願いいたします。なるべく簡潔に説明させていただきます。

まず IPPC（国際植物防疫条約）の4条では、各国の植物検疫機関は輸入国の要求事項に合致する証明書を発給する。それから、IPPC の5条ではその詳しい要件が書かれておりますが、この4条、5条にかかるところのガイドライン、どのような輸出検疫システムを設置して運営すべきかということのガイドラインでございます。

1997年(平成9年)にこのISPM No. 7というのが承認されてございますけれども、その後の輸送方法や物流形態が変わってまいりまして、はっきりしない、もしくは現状にそぐわないところがあるという加盟国の声にこたえましての改正でございます。

今回、主要な変更点として幾つか挙げさせていただきましたので、御紹介させていただきます。横枠の資料2でございます。左側がまず今回の改正案の概要、それから右側がそれに対する我が国のコメントという資料になってございます。

これには、左側の基準案の概要につきましては、FAOの協議におきましては日本で言うところの新旧対照表というもので議論するという習慣はございませんで、大体見え消しです。消す部分は消す、書き直す部分は赤字で書き直すとか、そんなような形式でドラフティングが進みます。それを本日お見せしようとも思ったのですが、余りにややこしいことになりますので、主な変更点だけピックアップして御紹介させていただきます。

参考資料としては各改正案のドラフト、これをおつけしていると思いますので、そちらを参照されることがわかりやすいと思います。

まず、「Public Officer」という項目がございます。これはパラグラフの26、おつけしているドラフトをご覧になればわかりますように、行の左端の方にかぎ括弧ですと1から番号が振ってございます。小さい字でございますけれども、これが一応パラグラフとして

扱わせていただいて、今、私が申し上げようとしているのは [26]、資料で行きますと 2 枚目の左側、[26]、おわかりになりますか。以降、このように案内をさせていただきます。

まず植物検疫証明書の発行は「Public Officer」に限るというところ、これを今回の改正で強調してございます。植物検疫証明書の発行につきまして、植物検疫機関以外のところもその承認を得られれば特定の証明機能を果たすことができる、つまり検査を行ったり消毒の確認を行ったり、ほ場検査を必ずしも国の役人がやるのではなくて、それを委任されたところがやるということが認められております。一方、植物検疫証明書の発行、これにつきましては「Public Officer」に限る、これがいわゆる国家植物検疫機関の職員もしくは政府に雇われている者ということでございます。「Public Officer」というのは、日本語で言うと適切な訳がないのですけれども、私どもは官憲という名前を使わせていただいております。役人、植物検疫機関の役人と御解釈いただければと思います。

それから 2 点目でございます。これはパラグラフ 27、28 に関わるところでございます。輸入国の植物検疫要求事項に関する情報といたしまして、国家植物検疫機関（NPPO）は可能な限り輸入国から入手できる現行の公式の輸入要求事項を「持ち」とありますが、「備え」ということですね。以下が新しい部分ですけれども、植物検疫証明書は輸入国からの公式情報に基づき行うべきである。この情報は地域植物検疫防疫機関（RPPO）又は IPPC のホームページから入手することができる。この部分を追加してございます。

輸出の御経験がある方はわかると思うのですけれども、輸入国というのは実にさまざまな植物検疫要求事項、それぞれの国の検疫事情によりましてさまざまな植物検疫要求事項を出してきます。ですから、その植物検疫要求事項の統一というのがまた 1 つの IPPC の仕事にはなっておりますけれども、現在のところ、まだそういう現状にございません。一体どういう措置をすれば、どういう検査を受ければ、消毒をすれば、輸入国は受け入れるのかという植物検疫要求事項がなかなか把握しにくい状況にございまして、そういうものはなるべく RPPO 又は IPPC のホームページに載せようということで IPPC はやっているところでございますけれども、まだ完全ではございません。今回、植物検疫要求事項をホームページから入手することもできるということでございます。それに対して我が国はできるという以上、各国は自国の植物検疫要求事項を載せるように努力しようという、一文を入れてはどうかというコメントでございます。また、IPPC のホームページ、International Phytosanitary Portal(IPP)と申しまして、これにアク

セスしていただくとわかると思うのですけれども、国によりましては私どもの植物検疫要求事項はこうですと掲載しておりますが、それに自国のホームページのリンクを張っており、アクセスするといきなりアラビア語が出てきたり、そういう例がございますので、アラビア語は FAO の公用語の 1 つではございますけれども、なるべく英語にしよう、これは日本としてはなるべく日本語でとも言いたいののですけれども、そうも言えませんので、公用語の 1 つを使う、できれば英語でというコメントを用意してございます。次のページでございます。2 ページでございますけれども、これは一番最後、ISPM No. 7 のドラフトの一番最後に appendix 1 というものがございます。付録でございますが、そこで BEST PRACTICES FOR NPPOS ISSUING PHYTOSANITARY CERTIFICATES [under development] となつてございます。これは植物検疫証明書を発給する NPPO はそれなりの技術的な資質と法的な根拠、そのようなものが要求されるわけでございますけれども、それに対して加盟国に、加盟国に詳しいガイダンスをしようという意図がこの appendix 1 でございます。実は私がドラフトをしておるのですけれども、まだまとまっておりません。appendix でございますから直接国際基準の本体ではないのですが、加盟国の参考となるようにしっかりしたものをつくりたいと、今、作業を進めているところでございます。内容としては業務遂行上、要求される資質ですとか知見ですとか、それからどのような能力を職員が持つべきか、どのような研修をすべきかという内容になるかと思えます。

以上が ISPM No. 7 でございます。

内容的に関連いたしますので、3 ページをめくっていただいて、「ISPM No.12（植物検疫証明書に関する指針）の改正」、こちらの方を引き続き説明させていただきたいと思えます。

これは ISPM No. 7 の方で植物検疫証明システムというものをつくってございますので、その具体的な産物としての植物検疫証明書、これの書き方と発行の仕方のガイダンスでございます。

2001 年に ISPM No.12 は承認されてございますけれども、やはり最近の状況に鑑みましてアップデート、それからもっとわかりやすいガイダンスにしようというのが改正の意図でございます。「植物検疫証明書及び再輸出植物検疫証明書」と 1 行目にございます。これは国際植物防疫条約（IPPC）の一番最後に Annex としてついておりまして、植物検疫証明書、これは輸出国から輸入国に、輸入国の要求事項を満たしていますよという証明にな

ります。

再輸出植物検疫証明書、これにつきましては御縁がない方もいらっしゃると思うので少し御説明いたします。まず輸出国から一定の国に輸出をいたします。その国でしばらく貯蔵もしくは積み替えをしたりして最終の目的地に行く。つまり、A、B、Cといういわゆるトランジットといいますか、中継貿易、そのときにその中継国となる、トランジットとなる国がどういうふうな手続をするか、その手続の1つとしてわざわざ元の輸出国の検疫証明書を没にして新たに植物検疫証明書を出すのではなくて、元々の原産国の証明書を生かして、そのステータスに違いがありませんという証明をする、それが再輸出証明書でございます。

主な変更点について説明させていただきますと、これは役所の手続が絡みますので非常にややこしい御説明になるかと思いますが、御容赦ください。まずパラの 29 から 32 には植物検疫証明書の差替、33 から 34 には写しの解釈というのがございます。輸出担当が一番よく経験する事例といたしましては、証明書を発給したのだけれども、それがどこに行ったかわかりません、もしくはなくしました、破損しましたので写しが欲しい。あと植物検疫証明書というのは本来、植物検疫証明のみに使われるべきものではございますけれども、御商売の関係上、例えば銀行の信用状を開設するとか、そのような目的にも使われている事例がございまして、写しが欲しいということがございます。そのような場合の取扱いについてでございます。差替につきましては、一般的な行政文書自体がそうなのですが、（1）原本を発行した NPPO によって行われるべきである。それから、同じ番号を持ったものが2通できてはいけません。当然のことでございます。それから、それを防止する手段として、（3）オリジナルが紛失したなどの場合、つまりオリジナルが手元に返ってこないで再発行の要請があった場合、差し替えられた植物証明書というのは、新たに発給する差し替える植物証明書ですね。これについては元の植物検疫証明書番号と、それから新しい、いつ発給しましたというそれをちゃんと書きなさいという、いわば混乱なり不正の防止策でございます。

それから、写しの解釈でございますが、これは単なるコピーではだめです。NPPO がこれは原本に相違ないと証明したものが原本であるという定義、これは前回なかったのですが、新たに付け加えてございます。

4 ページに行きます。ここではパラの 43 から 44、「植物検疫証明書の有効期限」、これを新たに記載しております。まず植物を検査又は消毒を実施して病虫害をなくして、それ

を証明した後、輸出するというのが輸出機関の役目でございますけれども、積荷の植物検疫上、安全であると証明した状態は時間が経てば変わる可能性がございます。すなわち、新たに病虫害に汚染される可能性がある。それはだれしも否めないことでございます。ですから、そういう理屈のもとに植物検疫証明書の有効期限は限られた期間とすべきであるというふうに明記してございます。ただし、では何ヵ月、もしくは何週間ということにつきまして、これはその包装の状態、どのような貯蔵がされるか、どのような品目であるのか、それは汚染されやすいのかされにくいのか、汚染する病虫害はどういう生態を持っていてどういう汚染をするのか、そういうもろもろの条件によって異なってまいります。「何ヵ月」と具体的に言うのはとても無理でございます、苦肉の策でございますが、発行するNPPOは包装、保存状態による積み荷の汚染の可能性を勘案して適切な有効期限を設定することが、「すべきである」ではなくて「奨励される」、**encourage** されるという規定になってございます。この辺のあいまいさは残りますけれども、私が御説明申し上げた背景がこのテキストにはございます。

これに対しまして、私どもとしてはコメントを用意してございます。輸出者の方が植物検疫証明書をもって、これはでは何ヶ月後に輸出しようということになって、いざ輸出する段階で期限が切れていたということではいけませんので、その有効期限を設定すれば、それは当然輸出者に伝えるべきであるということを明記してはどうかというコメントでございます。

次、パラ 79 から 83、ここに「原産地」という項目がございます。これは植物検疫証明書の項目の1つでございます。英語で言うと「**Place of origin**」と言います。まず内容として、原産地、植物検疫で言う植物もしくは植物生産物の原産地とは、品目が栽培された場所、すなわち有害動植物による寄生又は汚染にさらされた可能性があった場所と定義してございます。それを受けまして、品目が再包装、保管及び移動などがされる場合、植物検疫上のステータスが変わる、つまり病虫害に汚染される恐れがあった場合、そういう可能性があるということを言っております。それから、(4)に行きますと、栽培用植物の場合、また輸入された後に一定期間、あるところで栽培をされる、そうしますと植物検疫上のステータスが新しい栽培という行為によりまして新たに決定される場合がある。その場合には原産地は変わって、つまりA国が原産でB国に行って栽培された場合、そのステータスを決定するのはB国である、そういうふうにみなされる規定でございます。それから、(3)のところに戻りますと、ある品目につきましては、病虫害の汚染が複数の場

所からなされる場合がありますので、その場合にはそれぞれ汚染された恐れがあるところは全部記載という規定になってございます。ただ、原産国、元々のところ、オリジンのところは括弧書きで書きなさいという案になってございます。現行ではこの部分は最もステータスを決定するにふさわしい場所を選択しろということになってございますけれども、それではなかなか周知ができませんので、つまり汚染された恐れのあるところは全部書きなさいということになります。この部分は特に新たな規定ではございません。現行の規定の文言整理をしたという位置づけでございます。

次、「再輸出植物検疫証明書の発給に関する条件」、パラ 126 から 131 に書いてございます。この 5 と次の 5 ページの 6、「輸入された積荷に対する植物検疫証明書の発給に関する条件」、パラの 132 から 134、この部分は元々現行の ISPM No. 7、輸出証明システムの方の基準に入っておりましたが、この部分は植物検疫証明書の書き方、発行の仕方により関係が深い事項だということで今回、ISPM No. 7 の方から ISPM No. 12 に移してまいりました。また文章の明確化も図っております。まず 5 のところですが、輸入された積荷を再輸出する場合、その中継国はどういうふうに判断をするのかということでございまして、まずこれから仕向けようとする国、その要求が満たされている、これを確認する、これは当然でございます。それから、ただし、その積み荷がその国で貯蔵、分割、併合あるいは再梱包された場合、そのときには積荷が有害動植物に寄生または汚染されていないことを確認した上で再輸出植物検疫証明書を発行するということになってございます。つまり、中継国、トランジット国としてはもともと証明されているステータス、これに我が国で変化がありませんでした、変更はありませんでしたということを確認できる場合には再輸出植物検疫証明書を出せというのが基本でございます。

それから、5 ページの 6 に行かせていただきますと、積荷が有害動植物に寄生または汚染された場合には、再輸出植物検疫証明書ではなくて、原産地を記載した植物検疫証明書を新たに出すことが原則になります。その少し上の方には具体的な手続が書いてございます。では、実際の輸入手続としては再輸出を出すのはどういうふうにすればいいかということでございまして、例えば、再梱包された場合、それは中身が、証明されるべき植物が一旦外にさらされることになりますから、そのときは追加検査が必要です。その上で新たな汚染がないことを確認して再輸出植物検疫証明書を出しなさい。それから、再梱包されなかった場合、これは 2 つに分かれまして、これから輸出しようという国が証明しようという国の植物検疫要求事項より、厳しくない植物検疫要求事項の場合、追加検査は要りま

せん。ただ、輸出しようという国の方が厳しい場合、追加検査が必要ですよという規定でございます。

それから、最終仕向け国が仮に栽培地検査などの要求をしていた場合、どういうふうに扱うのか。中継国としまして、原産国の証明書に栽培地検査をしましたと書いてあれば汚染がないことを確認した上でそのまま送り出せばいいですけども、それが原産国の証明書に書いてなかった場合、中継国としては栽培地検査ですから、やり直すわけにはいきません。原産国に聞くしかございません。ですから、それは原産国の証明書上に記載されている事実により確認できるか、もしくは例えばサンプル検査です。栽培地検査ではなくても、それに変わるサンプル検査、これで要求が満たされると思われる場合には再輸出植物検疫証明書は発行できますけれども、それ以外の場合には再輸出植物検疫証明は発行できませんということが書いてあります。

それでは、5 ページの 7 の方、パラ 152 でございます。これは **appendix 2** になります。先ほど、私、各国はそれぞれ病虫害の事情も違うし、農業形態も違うからさまざまな植物検疫要求事項を持っていますと申し上げました。それを受けまして、現行では植物検疫証明書に追記する、つまりこれはこういう病虫害がないことを証明しますとか、栽培地検査をクリアしたことを証明しますとか、いろいろな追記の書き方もいろいろ出てまいります。それをなるべくスタンダダイズして混乱のないようにしようという試みがこの **appendix 2** でございます。いろいろなパターンによっていろいろな言い方のモデルがございます。もちろんこれは **appendix** でございますから、この文言を使わなければいけないということではなくて、これに準じて参考にしてくださいというものでございます。

以上が ISPM No. 7 と ISPM No.12 の御説明でございます。以上でございます。

○坂田植物防疫課課長補佐 ただいまの御説明に関しまして、御質問、あるいは御意見がございましたらお願いいたします。

秋山様。

○秋山委員 まず ISPM No. 7 の 1 ページ目ですか、主な変更点で 2. のところで、ここに「植物検疫証明は輸入国からの公式情報に基づき行うべきである」と、ここの元の文を見ると **should** なのですね。前にも何回か **shall** とか **should** の使い方についてお尋ねしたのですが、この前の ISPM No.15 ではかなり厳密に **shall** とか **should**、**must** の使用方法について検討がされた結果、採択されたというふうに理解しているのですが、この ISPM No. 7、ISPM No.12 についてはその点の考慮がほとんどされていないのではないかというふうに

思っているのです。特に、条約では **shall** で書いてあるようなところが皆ここでは **should** になっているのですね。訳も「行ふべきである」と書いてあります。ISPM No.7 と ISPM No.12 で、そういった検討がなされたかどうか、あるいは今後、そういった検討がされるのかどうか、これらの使用方法については数年前の CPM で一定の整理はされているとこの前お話があったので、それに従って全体を再検討すべきではないかというふうに思います。それで、日本語の訳の方も **shall**、**should**、**must** を日本語の方でも区別するような翻訳をするのがいいのではないかと。この前からの仮訳を見てみますと、みんな **should** も **must** も「するべきである」というふうに訳しているのですね。だから、その辺をきちんと整理されたらどうかというのが1つ、これは意見でございます。

それと先ほど RPPO ないし IPPC のホームページ、これは一般公開されていない情報ですね、先ほど阪村室長が言われた情報については。多分、コンタクトポイントしか見られない IPP の部分ではないかと思うのです。それで、ここもコメントとしては「IPPC ホームページ」と書いてありますけれども、これは「IPP」とした方がいいのではないかと思います。

以上でございます。

○阪村検疫対策室長 ありがとうございます。幾つかございまして、まず一般公開されていないのではないかとこの部分でございますけれども、これは IPP のサイトの、画面左側に各国の情報の欄がございまして、そちらをクリックすれば見られるようになっています。

○秋山委員 そうですか。

○阪村検疫対策室長 それから、**shall**、**should**、**must** の御指摘でございます。まず御指摘のありました公式情報に従うべきであるというこの部分を **should** にしたのは、これについて議論はいたしまして、従うべきなのですけれども、これを **shall** にいたしますと法的な拘束力が出て、では公式な植物検疫要求事項がわからなければ証明ができないということになりますから、やはり輸入国の植物検疫要求事項がはっきりしない場合もあり得るという現状を踏まえれば **should** ということになってございます。

それで、**shall**、**should**、**must**、これの整理を ISPM No.15、梱包材のところでは **must** も使っていたということでございます。

○秋山委員 **shall** も使っているのですね、**shall** も梱包材では使っているのですけれども。

○阪村検疫対策室長 そのいわゆる拘束力がより強い **shall**、**must** につきましては、例えば梱包材はこういう基準で消毒しなさいとか、当然採択した以上守るべきこと、それに限

って使っているはずでございます。それから、秋山委員も御存じとは思いますが、CPM の解釈としてはこの ISPM について原則は **should** である、法的な拘束力はないというのが基本です。その **should** の中で、梱包材は何℃で何分間消毒しなければならないという、当然守るべきものは **must**、条約の引用は **shall** でございます。そういう仕分けをしているはずでございます。

○坂田植物防疫課課長補佐 ほかにございますか。

犬伏様。

○犬伏委員 お尋ねします。ISPM No.12 の再輸出というところなのですが、木材で考えれば、ロシアから中国を経由して日本に来るという話というのはたくさんありますね。そのときに元の国にはいない害虫が船ですとか飛行機で入ってしまった。輸出した国にはそういう害虫はいないのにどこか中継国を経由したときに入ってしまうということがないか心配です。そこで汚染されたもの、汚染されるかもしれないものは証明書の外にあるのか気になります。

○阪村検疫対策室長 御指摘、ありがとうございます。今回、まさに犬伏委員がおっしゃった懸念を払拭するためにそれぞれ原産国、中継国はこういうルールでやりなさいというのが ISPM No.12 に入っている取り決めでございます。木材のように裸のまま下ろされて害虫の汚染を受けて目的地に行く恐れがあるもの、そういうケースにおいてはその中継国は汚染があったかないかを確認した上で、それで再輸出にするのか、もしくは植物検疫証明書にするのか、それを判断しなさい。また、一旦下ろしたことそのものが汚染につながるかという判断もあるわけです。結局、港湾地区の埠頭に下ろして隣の船に積みました。そのまま出ていきましたというのと、積み下ろしたものを木材の土場に持って行ってしばらく置いておきましたというのではやはり汚染の可能性が違います。ですから、中継国においてはそのような判断をした上で新たな汚染があったのかないのか、それによって最終目的地の植物検疫要求事項と照らして証明をしようということでございます。

○坂田植物防疫課課長補佐 ほかにございますでしょうか。金子様、お願いします。

○金子委員 日本種苗協会の金子と申します。よろしくお願いします。

私は種苗協会ということで、特に種子という観点からコメントを3点ほどさせていただきたいのですが、まず1点目ですけれども、ISPM No.12 の中のパラグラフ 44 というところで、今回、証明書の適切な有効期間を設定することということが求められています。私も業界は品種、品目によってかなりばらつきがあるのですが、かなり長い間、同

じロットを販売し続けることがすごく多いです。具体的に言いますと、例えば近年、非常に保管技術が進みまして、例えば冷凍にしてしまうとかいう種子だと 10 年以上保存が効くということになります。特に、日本の種苗業界ですと、海外で生産した種子を 1 回日本に入れて、例えば 10 年間置いてとかいうか、徐々にそこから少しずつ取って他国に販売していくということがままあります。そういった場合に、植検証明書の有効期限を例えば 1 年とかにされてしまいますと、輸出ができなくなる可能性があります。現状、そういうことはございませんが、これを解釈論として例えば 1 年しかないということになると、再輸出の植検証明書を取得しなさいという輸入条件があった場合に、それが不可能になる場合があります。それと、ここで言っている植検証明書の有効期限というものが、オリジナルのことだけを言っているのか、または原本証明された原本の写しの方、いわゆる「**Certified copy of original certificate**」のことを含んでいるのかどうかちょっとよくわからないのですけれども、いずれにしましても、種苗協会としては有効期限を設定することにおいては商品のタイプを考慮に入れていただきたいというふうに思います。それから、再輸出をするということが非常に多いものですから、販売するための種子を持っている以上、再輸出の証明書を発給していただきたいというふうに思っています。その手だてはいろいろあると思いますけれども、基本的には輸出業者の方で原本証明された原本の写しは常に保管しておりますので、その提出をもって再輸出証明書を取得させていただきたいというのが 1 点です。

2 点目ですが、これはパラグラフの 61 になります。簡単に言いますと、輸入国側の、日本をベースにしますと、例えばアメリカで種子生産をします。種子をアメリカから日本に持ってくるときに、私どもが例えば中国に輸出するという前提で日本に 1 回入れるとします。その場合、原産国側の NPPO によってかなり対応が違ってしまっていて、日本サイドの輸入条件のみ、例えば栽培地ですね、そういうものを書いてくれる。また再輸出が前提にありますから、中国の条件も入れてくれるところもありますが、これは曖昧なのですね。チリなどはお金さえ払えばやってくれるのですけれども、アメリカの一部ではやってくれなかったりケースバイケースです。これは追記をしていただけないと再輸出ができなくなりますということで、この部分は 61 番のところにはっきり書かれておりまして、輸入国の条件以上の条件を追記とか、**additional official information** の形で宣言に加えていただくというふうになっています。これは私どもにとっては非常に前進だというふうに考えているのですが、先ほど秋山先生もおっしゃっていたように、ここの表現が **may** になっ

ています。may という表現だと一番穏やかというか、shall、should、must の中では一番緩い条件になります。やはりここで恣意的な判断がされますと、ここの意味自体が非常に失せてしまうということを私たちは懸念していますので、少なくとも may ではなく should という表現にしていいただければと思っております。

もう一点よろしいですか。これはちょっと細かくて申しわけないのですが、生産地に関して、これも具体的に言いますとパラグラフ 80 のところになるのですが、ある国、まあ特定の国なのではございますが、私どもが輸出をしようとする植検証明書上に生産者の名前と住所を書けという変な条件を出してくる国があります。御存じない方のために少し申し上げますと、大体、販売目的の種子を生産する場合は、もちろん自分の施設を使って閉鎖系のグリーンハウスで生産する場合がありますけれども、例えばキャベツとかコーンとか、そういうものはもう完全に屋外です。外で種子を生産しますので、これはどこかから悪意を持った人がトコトコと入ってきますと、そのまま知的所有権の侵害を受けることになりかねません。今のところはこの特定の国だけではございますが、生産者を植検証明書上に書くというのは私たちにとっては非常に困ったことなのですね。そのところを何とか規制していただけないかと、具体的にはパラグラフ 80 のところに、例えば植物検疫に関わる場合にのみ詳細に生産地や場所の名前を特定できるようにできるとか、そういうような形をとっていただければと思います。もちろん一般論としては、ISPM No.12 のパラグラフ 20 に植検証明書の目的みたいなことが書いてあるのですが、一般論過ぎて、もう少し具体的に書いていただけると我々としてはありがたいということです。

すみません、長くなりました。以上3点です。

○阪村検疫対策室長 実際のお立場からの御指摘、ありがとうございます。少しコメントをさせていただきますと、まず保管期間、種でございますね。種子などの場合は保管期間が長くて有効期限が切れてしまう可能性があるということでございます。ここに対応している有効期限を設けなさいというパラ 43 から 44 の指摘はあくまで汚染の可能性を勘案してということで、適切な期間を設けるということが encourage されるということでございますので、やはり個別のケースがあるのでこのような曖昧な言い方をしている。各国はその状況を判断して設定しなさいということで、そういう言い方になっているという背景がございます。それで仮に、とは言っても種子の場合、凍結などで保存しますと5年、10年もつのですよね、今。

○金子委員 はい。

○阪村検疫対策室長　ということであれば、もし切れてしまったということであれば、それはやはり植物検疫証明書を発行したところとよく連携をとってその旨を申し入れて、もう一度発給をしてもらうというようなことも実際の手続としてはあると思います。

それからあと２点目の **may** を **should** にというところでございますね。これにつきましては、確かに今の植物検疫証明書は１つの国から１つの国というのが基本で組み立てられておりますから、中継国がある場合にはやはり再輸出という証明制度をつくったものの、Ａ国からＢ国に行くのか、Ｃ国にも行くのかというところがはっきりしない場合がございます。もし仮にＣ国に行くのであれば当然Ａ国からの輸出のときにそうしますと申し出ていただかないと、Ａ国も中継国向けの植物検疫要求事項しか書いてくれないわけですね。それを金子委員の場合、Ｃ国向けの要求事項も申請すれば書いてほしいということでございますね。

○金子委員　それは書いていただくというふうになっています。今回、そのように改定されるということなのですが、そのところが **may** という表現になっているので、NPPO にとってはあくまでも **may** なので、**should** ではないのですね。私の感覚から言うと義務ではなくて、その NPPO の判断に任されるというイメージを持つのです。そこで言葉としてももう少し強い言葉を使っていただけないかと思った次第です。

○阪村検疫対策室長　はい、失礼いたしました。わかりました。そこにつきまして御趣旨はよくわかりますので、コメントとして入れた上で、ただほかの国の場合、その２つ先のことまではなかなかわからないという国もあるようでございますので、一応 **should** というコメントを入れた上で議論をするということでやらさせていただきたいと思います。

もう一点、植物検疫証明書に生産者名ですか、これにつきましては、この条文ではそのことは一切要求しておりませんし、植物検疫上必要な情報のみ植物検疫証明書はカバーすべきという大前提がございますので、そこにつきましてはやはり個別に輸入国の機関に御相談いただくしかないと思います。

○坂田植物防疫課課長補佐　ほかでございますか。

秋山先生。

○秋山委員　ちょっとお尋ねしたいのですが、ISPM No.12 の方の３．の証明書の有効期限のところ、我が国のコメントで最初に「要求事項に」と書いてあるのですけれども、これは主語がないので、これは輸出国が定める有効期限のことを言っているのか、あるいは輸入国がそういった要求事項の中の有効期限を要求事項として要求しているのか、これは

翻訳する場合には主語が要ると思うのですけれども、どちらなのでしょう。

○阪村検疫対策室長 これは「輸出国の植物検疫機関が」になります。

○秋山委員 向こうが要求していなくても、検疫証明書の有効期限を輸出国が定めるとい
うことを想定しているわけですね。

○阪村検疫対策室長 ここのコメントにつきましては、輸出国が設定した場合、当然それ
を輸出者に知らせなさいというコメントになります。

○秋山委員 わかりました。

○阪村検疫対策室長 もう一つ、まさに委員がおっしゃりたいのは、輸入国の方で期限の
有効がある場合だと思うのですけれども、そこにつきましても、私どもの立場からすると、
もし知っていれば当然それは輸出者に言いますけれども、一方、輸出者は輸入国の要植物
検疫求事項の情報は当然持っていらっしゃるということも想定されますので、そこはまた
この問題とは違うのかなと思うのですが。

○秋山委員 それは ISPM No.7 のところでもうすでに輸出者から情報も得ることができ
ると書いてあるのでそれはいいのですけれども、これは輸入国が独自に定めた場合にちゃ
んと輸出者に知らせなさいよと、こういう意図でいいのですか。

○阪村検疫対策室長 はい。

○秋山委員 ただこれは日本語だと、英語に直す場合は、「輸出国が独自に検疫証明書の有
効期限を定めている場合には」というふうにした方がいいのかなと思いました。

○阪村検疫対策室長 ここのコメントの書き方は日本語自体の甘さと、あと私どもが必ず
しもこれを翻訳してコメントにするというわけではなくて、こういう内容をもとにコメン
トをつくらせていただきたいということでございまして、混乱を招く表現であることはお
詫びいたします。このまま訳すというわけではございません。当然、翻訳の折にはその辺
のことは考慮させていただきます。

○坂田植物防疫課課長補佐 それでは、犬伏委員。

○犬伏委員 確認なのですけれども、再輸出するときには中継国は中継国の名前を必ず書
かなければいけないのですか。それとも、元々の国名で出してしまうでもいいのでしょ
うか。例えば日本を経由しての今の種子の話ですけれども、種子など、アメリカでつくった
種子を日本が輸入して、それを中国なら中国に出しますというときに、原産地アメリカ産
で出してしまうということが起こり得るのでしょうか。再輸出の場合は必ず中継地の国名
を書くのでしょうか、先ほどの質問とも一緒なのですが、そこだけを。

○阪村検疫対策室長 幾つかのケースはあると思いますけれども、再輸出中継国で汚染がある場合、その場合には当然その名前は入ります。それから、再輸出証明を出す場合にはその国の名前が絶対に入りますので、そこは受け取る側がわかるということになります。

○犬伏委員 出さなくてもいいのですか、そうすると。ほかの国のものを自分のところを経由して出したときに、金子さんのところはそうしないと思いますけれども、日本を通過しているけれども、日本の場合、何の不安がないと思う限りはそのままストレートに出してしまっているのですか。木みたいなきには何かありそうな気がしたのですけれども、そういうことはないのですね。確実に中継所を書いてあれば、輸入したときに、不安があればもう一度と相手、その中継した国に対してお尋ねすることができると思うのです、輸入する立場として考えているのですけれども、先ほどの木みたいなものと。そこで何日間か置かれていたというようなときには汚染の危険も考えられるのではと思うのです。特に暖かい国ですとかそういったところに行ったときには、原産地の証明書だけもらって安心してよいのか、エンドユーザーとして心配です。それだけです。

○阪村検疫対策室長 ありがとうございます。これは港湾物流の非常に複雑な面を反映しておりまして、何をもって中継と言うのか、まさに植物検疫の立場から汚染があるかないかです。例えば海上コンテナで積み下ろされてそのままどこかに行ってしまうような場合、中に植物が入っていてもそれが来たこと自体を把握しておりません。多分、税関の方も把握していないと思うのです。そういうケースもあり、片や積み下ろされて汚染の恐れがある場合には当然それはいわゆるフォワードの方の申告があり、輸出者の方の申告があり、まさに汚染があるかないかという責任を持って植物検疫当局が証明するという、そこがポイントでございまして、なかなかこれ以上のことは証明しなさいとかいう、単なる港での物流で線を引くというのは難しいと思うのです。

○坂田植物防疫課課長補佐 そのほかございますでしょうか。

そういたしましたら、ISPM No. 7 と ISPM No.12 につきましては今いただきました御意見も反映しつつ、成案をつくっていきたいと思います。

ここで一たん休憩を挟ませていただきたいと思います。今、後ろの時計で 3 時 28 分でございますが、3 時 45 分からまた再開をさせていただきたいと思います。

〔暫時休憩〕

○坂田植物防疫課課長補佐 それでは、続きまして、「隔離検疫施設の設計と運営」という

ことで御説明させていただきたいと思います。

○阪村検疫対策室長 それでは、再開いたします。

資料2の6ページに「隔離検疫施設の設計と運営」というものがございます。この隔離検疫についてなのですが、この連絡会の方も少し回数を重ねまして、皆様に御理解はいただいていると思いますけれども、まず港での検査、主に目視検査、それから一部培養などもございますけれども、そのような検査で発見がしにくい、もしくはできないもの、例えばウイルスやバクテリア等、そのようなものをどのように検疫をするかという1つの手段でございまして、一定期間、ほ場で栽培をして、その間にあらわれる病徴なり標徴を観察するという手だてでございます。それから、あと例えば電子顕微鏡で覗いたり、遺伝子解析をしたりということも行います。

資料の中に、植物防疫所の方で用意させていただいた写真が入っていると思うのですが、これがいわゆる隔離検疫でございまして、ここに温室、これは神奈川県の大和市にある施設でございますけれども、隔離栽培の温室、このようなところで育てます。右側のこれが栽培中の状況でございます。下に並んでいるのがウイルスを検定する手段でございまして、電子顕微鏡で観察をしたり、感受性の植物、いわゆる輸入されたものよりももっと感受性のある植物に接種すれば標徴があらわれる、病徴があらわれるということでございます。それには汁液接種なり、あと接木をしたりという手段があります。それからPCR、これは遺伝子を使ってやるもの、ELISA、これは抗血清を使ってやるもの、いろいろな手段がございます。

ここの基準で言っておりますのは、このような施設はどのような要件が要るか、どのような運営をするか、検定方法そのものにつきましてはまた別のISPMで今後カバーされることになっていきますけれども、どういう隔離検疫の施設を建てればよいかという加盟国に対するガイダンスの基準でございます。

外国から輸入されたものはやはり潜在的に国内農業に影響を及ぼすリスクがありますので、病気そのもの、それから植物そのものの分散防止や封じ込めを行う要件が書いてあります。この基準は2008年に各国協議にかかりましたけれども、どうも加盟国の御理解が得られませんでした、もう一度スチュワード（幹事役）が書き直したものでございます。

まず要件について簡単に御紹介いたしますと、PEQと書いてありますこれはPost-Entry Quarantine（隔離検疫）のことですけれども、PEQ施設の物理的要件、運用上の要件の特徴によって封じ込めのレベルが決定される。それは地理的な要件、それから物理的な要

件、運用上の要件、こういうものを細かく規定してございます。これの附属書がございすけれども、そちらの方に一覧表になっているというものでございます。

7 ページに行っていただきますとその附属書がございまして、まず大きく2つのタイトルで分類してございますのは、まず検疫有害動植物の特性でございます。いろいろな病害虫によりましていろいろな伝搬の様式があります。接木で伝染するもの、土壌、水で伝染するもの、空気伝染するもの、自分で動くもの、いろいろございます。それぞれ伝搬様式に応じまして **PEQ** 施設の仕様が決まるというものでございます。どのようにリスク管理の手段があるかということがその **PEQ** 施設の仕様のところに書いてございます。物理的隔離、それから敷地内へ外部からだれかが入ってこないようにする、それから給水、排水、特に排水の部分は病害虫が混じっている可能性がありますから、適切に処理をする必要があります。それからこの温室に入るときも、昆虫が入ってウイルスを媒介する恐れもありますので二重ドアにする、専用の防護服を着る必要がある、器具、機材は適切に消毒や滅菌をする、それから場合によりまして施設内は負圧にしておく、排気につきましてもフィルターを通す等、それぞれの伝搬様式、生物の種類によりましていろいろな要件がございす。

私どものコメントでございすけれども、これは非常によく整理できた基準かと思ひまして、若干の点についてコメントを用意しております。1つはアブラムシやコナカイガラムシ、こういう昆虫につきまして、それを防止するためのメッシュが **0.2 mm**未満の網を張るというようなことになってございすけれども、虫の大きさでございすから、これ以下のものもあり、**0.2 mm**と規定するのではなくて、十分に小さい防護用の網を張るという記載がよいのではないかとということと、それからもう一つは **HEPA** フィルター、これは排気するときのフィルター、空気ろ過の装置ですけれども、最近、同等のものもございすので、あえてこれに限らず同等のものも入れてはどうかという、技術的な指摘でございす。

以上です。

○坂田植物防疫課課長補佐 何かこの基準につきまして御意見、御質問がありましたらよろしく願いいたします。

そういたしましたら、続きまして、**ISPM No. 5**の「(植物検疫用語集)の改正」につきまして、御説明させていただきます。

○阪村検疫対策室長 資料2の8ページでございす。**ISPM No. 5**というのはいわゆる植

物検疫用語集でございまして、IPPC ですとか ISPM で使われている用語に対して共通の理解を得て、共通の定義を提供するという目的のものでございます。これは ISPM の作成とか改正とかの際に新たな用語が出てきますので、追加をしたり、それからもうすでに要らなくなったもの、もしくは定義がおかしいものについて常時、改正の手続が行われております。

今回諮られているのが「Beneficial Organism」というもので、これは削除するという提案でございます。「Beneficial Organism」というのは日本語で言うと難しいのですけれども、そちらの定義の方に書いてありますように、「生物防除資材を含め、植物または植物生産物にとって直接的または間接的に有益な生物体」という定義になってございます。定義の方では英語で示させていただいております。

これにつきまして検討の定義がございまして、「biological control agents」、いわゆる生物防除資材ですとか、「sterile insects」、これは不妊虫でございます。沖縄でミバエを撲滅するときに不妊虫をまいて密度を減らして、その上で薬剤防除と組み合わせて撲滅をしたということがございますけれども、このような不妊虫、放射線照射をして生殖能力をなくしたものをまいて防除をする、こういうものも有益な生物体なのかというような議論でございまして、それを入れよう、いや、要らないという議論を重ねてきたのですけれども、Technical panel on Glossary というのがありまして、用語集の技術パネルの 1 つなのですが、そちらで精査をいたしましたところ、IPPC 7 条 1.d、ここに有用であるけれども、植物検疫上懸念がある生物（organisms of phytosanitary concern claimed to be beneficial）と英語では規定されておりますけれども、これの例えばフランス語、スペイン語の訳については必ずしも英語の解釈のとおりではないというようなことで、まだこの「Beneficial Organism」について議論をする共通の素地がないのではないかという結論でございます。

一方、「Beneficial Organism」というのは日本においても定義は何かと聞かれるとなかなか難しいのですが、一般的に例えば天敵防除で使う天敵ですとか、不妊虫についても一般的に言って有益性はあるというふうな理解もございまして、それほどきつくりと定義をしなくても当面困らないのではないかという結論でございます。

これは検討の素地が整うまでとりあえず削除しておこうという提案でございます。以上です。

○坂田植物防疫課課長補佐　ただいまの説明につきまして、質問、御意見がございました

らよろしく願いいたします。

そういたしましたら、資料を1枚めくっていただきまして、「ミナミキイロアザミウマの同定診断プロトコル（ISPM No.27の附属書）」についての御説明をさせていただきます。

○阪村検疫対策室長 9ページでございます。ミナミキイロアザミウマの同定診断プロトコルでございます。

委員の方は多分御存じかと思いますが、ISPMの中にISPM No.27というのがございます。これは何かといいますと、寄生有害動植物の診断プロトコル、つまり植物から病害虫をどのように見つけて、それを私ども同定、Identificationと呼んでおりますけれども、どういう種であるか、これは何ミバエであるのかとか、アザミウマといいましてもいろいろ種類がございます、どういう種類のアザミウマかを見極める、そのための国際的に調和のとれた手順、方法をannexとして追加していこう、開発していこうという試みでございます。これがannexに追加する第1弾でございます、ミナミキイロアザミウマ（*Thrips palmi*）と呼ばれるものが選ばれてございます。

どんな虫かというのは資料に載っておりますけれども、非常に小さいものでございます。大きさが1～1.3 mmと言われておりまして、顕微鏡でないとなかなかわかりません。それから種類を判別するには、後ほど中を見てもらえばわかるように、ひげがある、ない、長さがどうこう、並び方がどうこうという、こういう世界でございます、なかなか同定するには難しいという側面がございます。この虫は主にウリ科、それからナス科に寄生して多食性と言われております。ものの文献によりますと36ファミリー、36科に寄生した記録があるということになってございます。分布は、原産は南アジアで20世紀後期に分散を始めまして、今ですとアジア、オセアニア、カリブ海沿岸などに広く分布しておりますし、また北米、中米、南米の一部にも分布しているということでございます。特に、農業関係の方は御存じかと思いますが、表面を摂食するもので、果肉をバリバリ食うというたぐいのものではございません。表面に傷をつけるとか、かさぶた状にへたの部分になるとか、そういうことが1つあり、もう一つは植物ウイルスのベクターになり得るというものでございます。

それで基準の方でございますけれども、基本的な情報が5から13のパラにございまして、検出の方法が14から17、それから10ページに行っていただきまして、パラの18、19ではどのように採集して保存をするか、それから21から130、ここの主な部分は形態的にどのように同定するか、写真とか図を多用いたしまして、こういうふうな手順を踏め

ば、この見つかったものがミナミキイロアザミウマであるのかないのか、それがわかるというようなことでございます。

最後、131 段落以降には遺伝子診断でございます。DNA の抽出、それから PCR を使った方法、こういうものが概説してございます。

それから、この採択手続でございますけれども、これは先ほど山田の方から紹介いたしましたけれども、いわゆるスペシャル・プロセスということで、ISPM の附属書に何かをつけるものを採択する場合、技術的な内容につきまして採択する場合には一応各国協議にかけますけれども、そのコメントで反対という国がなかった場合にはそのまま総会において OK で決まります。どこかの国が技術的な、「Formal Objection」と呼んでおりますけれども、公式な反対、異論があった場合には基準委員会で、いや、そうは言ってもこのぐらいなら大丈夫だろうという、だから総会に持っていこうという判断になるか、それともテクニカルパネルの方でもう一度検討をやり直させるか、その判断が委ねられるということになります。

以上です。

○坂田植物防疫課課長補佐 今の説明につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

米倉様。

○米倉委員 このミナミキイロアザミウマについて、私の理解では日本に生息しているので、特別の検疫措置はとられていないのだと理解しますが、それでよろしゅうございましょうか。

○阪村検疫対策室長 はい、そのとおりでございます。

○米倉委員 ありがとうございます。

○坂田植物防疫課課長補佐 ほかにございますか。

そういたしましたら、次のページ、11 ページに参りまして、「ミバエ類に対するカンキツ類の低温処理」ということで御説明させていただきます。

○阪村検疫対策室長 資料 2 の 11 ページでございます。今度は「ISPM No.28（寄生有害動植物に対する植物検疫処理）」、これに関する附属書の案の採択でございます。

今回提案されておりますのはミバエ類に対するカンキツ類の低温処理でございます。前回も御案内申し上げましたけれども、ISPM の No.28 というのは 2007 年に採択されてございます。これはそれぞれの NPPO、RPPO が現在行われている検疫処理につきましている

いろと情報を取りそろえまして、**Technical Panel on Phytosanitary Treatments**、植物検疫処理に対する技術パネルに提出をいたします。そこで検討いたしまして、今回のように提案をし、各国の意見を聞いた上でスペシャル・プロセスを経て、**IPPC** 総会を経て採択もしくは却下、差し戻しということになりますけれども、**ISPM No.28** の本体にはそれぞれの **NPPO** や **RPPO** が植物検疫処理の候補とするのにどのような情報を提供すべきなのか、それからその情報に対してどのように評価を行うのかということが書いてあります。同時に、繰り返しになりますけれども、それが技術パネルで検討され、**IPPC** で承認された場合には、植物検疫処理の国際基準として **annex** に追加されるというものです。

2009 年の **CPM 4** におきましては 8 本の放射線処理の基準、これが採択をされてございます。今回はミバエに対しまして 8 本の低温処理の基準が提案されております。対象となりますミバエはチチュウカイミバエとクインスランドミバエ、対象になっている品目はオレンジ、タンゴール、レモン、グレープフルーツ、ポンカンの品種と雑種、これは品目ごと、それから病害虫の組み合わせごとに基準が提案されております。下の一覧表にございます。

12 ページに行っていただきますと、私どものコメントを載せてございます。これはまず一般的な **General comment** といたしまして、提案されている低温処理基準には同じ品目、対象害虫、処理温度であっても、原産国によって処理日数が異なるものがある。**Schedule 1** というのをご覧になればわかりますけれども、これはオーストラリアのオレンジに寄生したチチュウカイミバエの基準でございまして、2℃、18 日間低温処理をいたしますとチチュウカイミバエは一定のレベルで殺虫されるということがテクニカルパネルで承認されてございます。一方 **Schedule 3** はアルゼンチンのオレンジに寄生したチチュウカイミバエの処理基準ですが、2℃、19 日間の処理で生存虫が認められた、幼虫が生存していたという試験結果を私どもは持っております。実はこれはアルゼンチンがそのカンキツの輸出に当たり日本に提案してきた基準でございまして、私どもはそのデータを持っております、途中段階のデータで 19 日目の処理では完全に死ななかったという結果がございまして、最終的に私どもの解禁に当たっては、2℃、21 日間という基準で完全に死ぬことがわかりましたので、現在はその基準で解禁をいたしております。ここでは、オーストラリアとアルゼンチンで同じ 2℃でも 18 日間と 19 日間という差がございまして、生息地域によってチチュウカイミバエの低温の耐性に差がある可能性を示唆しているものとも言えます。もちろん、これは地域によるチチュウカイミバエの低温耐性を比較するための試

験ではございません。片やオーストラリアで行い、片やアルゼンチンで行って、例えば細かい試験の条件なども異なっておりますから、直接この日数の開きが地域による低温耐性だと言えないところはありますけれども、その可能性はある、ここにつきまして、私どもは異議がございますので、これをコメントとしたいということでございます。具体的には「other relevant information」、その他の参考情報という欄がございますけれども、そちらの方に異なる地域においては同様な結果が得られない可能性がある旨の、これは今後、コメント作成に当たって言い方は熟慮致しますけれども、この旨のコメントをしたいと思っております。

それから 2 番目でございますけれども、植物検疫処理の技術パネルのレポートの中にスイートオレンジに関しましては品種に対する処理効果の差がある可能性があるとの指摘がございますので、実際に資料の原文をごらんになればわかりますように、パラの 12 でございますが、Cold treatment of Citrus sinensis for Ceratitis capitata という一番最初の原文でございますが、その一番最初のスイートオレンジに寄生したチチュウカイミバエに対する低温処理のところの右側の欄、12 のところの、Schedule 1、Schedule 2、Schedule 3 とございまして、それぞれ下に品種が書いてございます。Efficacy and confidence level For cultivar “Navel” For cultivar “Valencia”、バレンシアとネーブルにおいては殺虫の信頼度はこれだけであった、ここは品種ごとに書いてございますけれども、これを 11 の target regulated articles、つまり目標とすべき規制品目、これは今「*Citrus sinensis* (orange)」と書いてございますけれども、そちらのところに品種別を書くべきである。つまり、この 12 ページの資料にありますのは Lue Gim Gong、これは中国名らしいのですけれども、品種の名前の 1 つです。Navel、Salustiana、Valencia and Washington Navel、こういうふうにはっきりと書いた方がわかりやすいというコメントでございます。

それからもう一つはパラの 13 から各基準の中の 111 まで散在しておりますけれども、13、27、41、55、こちらの方には今ですと、13 のところで言いますと、Pre-cooling of the commodity to treatment temperate is required. つまり、処理に当たっては Pre-cooling、予冷が要するという、低温処理における基本的な注意書きがあります。ここは私どもにとっても、不足はないのですけれども、例えばもしこういう基本的な予冷が要りますということを行うのであれば、果実の温度は中心温度をはかりなさいとか、それから温度記録は残した上で判定をなささいというような基本的なことも必要である。もし基本的なことを書かないのであれば Pre-cooling の注意書きも要りませんね、その辺の整合を取っていただ

きたいという、その旨のコメントをしたいと思っております。

以上です。

○坂田植物防疫課課長補佐 今の説明につきまして、御意見、御質問等がありましたらよろしく願いいたします。

秋山様。

○秋山委員 資料2の12ページ、我が国のコメントとして **Schedule 3**：アルゼンチン産オレンジでは2℃19日間というような記述があるのですが、基準案では **Schedule 3** は、2℃で21日間になっているのですね。**Schedule 1** は2℃で18日、ところが、アルゼンチン産は2℃、19日で生存虫が認められた。これではこのガイドライン案と整合性がとれないのではないかと思います。**Schedule 3** でアルゼンチン産オレンジ、これは2℃、19日間ではなくて、この基準によると21日間と書いてあるのですけれども、この辺の意味がどういう意味なのか、私はこれを読んでよくわからなかったのですけれども、補足説明をお願いしたいと思います。

○阪村検疫対策室長 12ページの私どもの書き方に対する解釈ですね。

○秋山委員 そうです。**Schedule 3** は2℃、21日間と書いてありますね、元々のテキストには。

○阪村検疫対策室長 はい。

○秋山委員 これで何で2℃、19日間の処理になるのかよくわからない。

○阪村検疫対策室長 私の説明が不足です、失礼しました。おっしゃるように、**Schedule 3** で提案されているのは2℃、21日間の処理でございます。現在、それは殺虫に十分なものとして我が国も認めております。私がここで申したかったのは、アルゼンチンが試験の段階で処理日数を延ばしていった、19日に達する時点までは生存虫が見つかりました。ですから、2℃、19日では死なない可能性があるということ、そういうデータもあるので、ここで言っている **Schedule 1** の2℃、18日間、これは大丈夫なのですかというコメントになります。

○秋山委員 **Schedule 3** を開発した段階においてそういったデータがあったと言うことであれば、そういうふうには書かないと、よく理解できないと思いますので、英語にするとときにはその辺を踏まえることが必要だと思います。

○阪村検疫対策室長 はい、御指摘ありがとうございます。

○秋山委員 それともう一点いいですか。

○坂田植物防疫課課長補佐 はい。

○秋山委員 ISPM No.15 のくん蒸処理も同じなのですが、Pre-cooling だとかいろいろな要件が断片的に基準の中に書かれていますが、これらの要件だけで処理するのは、特に途上国などはそういった専門家もいないし、非常に難しいと思います。できればこの IPPC の枠組みの中で、低温処理や蒸熱処理について、処理施設なりいろいろな操作、あるいは測定地点、果実温度が達した時点の判定の仕方、クライテリアを説明したものを IPPC の枠組みでつくってはどうかと思っています。Fumigation Manual というのは FAO で出しているのですが、そのほかのマニュアルは出されていないと私は思っています。そういった処理施設なりいろいろな操作、あるいは測定地点、あるいは果実温度が達した時点の判定の仕方、クライテリアみたいなものをマニュアル的なものをこういった枠組みでつくってはどうかというようなことを私は思っているので、参考までに意見として申し述べます。

○阪村検疫対策室長 ありがとうございます。おっしゃるよう加盟国の中にはいろいろな技術レベルの国がございますので、消毒の専門家である秋山委員などはなかなか御苦勞なさったと思うのですが、そういう御指摘は十分踏まえた上で、今後トピックスを提案するなり、そのような折には参考にさせていただきたいと思います。

○坂田植物防疫課課長補佐 ほかに、米倉委員。

○米倉委員 ただいまの秋山委員の御意見と近いのですが、ほかにこういう検疫措置を行っている場合に 1 つの方法に頼っているというケースをやはり私も感じます。それに頼るがために、必要以上かどうか分かりませんが、その安全率に頼っているだけに、それにきつい条件を求め過ぎているというきらいがあるかもしれません。現実には、汚染されている国あるいは地域と言われても、実際に栽培されている場所、季節、それから農園で生息していなければそれほど必要ないのではないかと私は見えています。幾ら調べても見つからない。だけれども、消毒処理をしている。そういうケースが多々あると思います。ただ、高密度に発生して汚染がひどいところは、本当にこの処理に 100%頼っていいのだろうかという不安を感じることもあります。温度むらとかあった場合に、本当に死ぬのだろうか、という不安も感じますので、1 つに頼らない、組み合わせ、そういうふうな視点でこの植物防疫の措置というのを見ていく方が实际的だというように、長いこと現場を見ていてそのように感じます。

○阪村検疫対策室長 コメント、ありがとうございます。少しそれに関連して私どもの方

から言わせていただきますと、確かに害虫、病気というのは発生国といってもあまねくいるわけではありません。地域によっているところ、いないところがございます。ちょっと米倉委員の方で PFA の、病虫害の無発生地域のことをおっしゃいましたけれども、それはそれでこういうことを証明できれば無発生と認めるべきであると、**should** なのですから、そういう基準は別途ございます。ISPM の 1 つとしてございますから、そのようなアプローチもあります。それから、最近ですといろいろな調査が進んできまして、低発生地域、「**areas of low pest prevalence**」という基準もありまして、そんなに高密度では存在しない状況です。そのような状況で生産されたものに対し、完全殺虫ではないが一定の効果のある処理を使用すれば、それはそれなりに安全なものが輸出できますというようなシステムズ・アプローチのたぐいになると思うのですけれども、そういう動きも当然ございます。観点は違いますが、私どもの方でも、例えばアメリカのサクランボにつきましては、臭化メチルくん蒸、これの基準を今まで認めてまいりましたけれども、システムズ・アプローチといいまして、ほ場のトラップ調査をして、非常に低密度であることを確認する。その上で輸出検査を何回もかませて寄生していないことを確認する。それで臭化メチルの替わりにするというような措置も徐々に認めてきております。

以上です。

○坂田植物防疫課課長補佐　ほかにございますでしょうか。

秋山委員、どうぞ。

○秋山委員　全体的な簡単な翻訳上のコメントですが、「検疫有害動植物」と書いていたり、「検疫病虫害」としていたり、統一されていないので、後でまた見ておいていただけたらと思います。

○阪村検疫対策室長　わかりました。

○秋山委員　あと、IPPC 上は「規制有害動植物」と「検疫有害動植物」、それから「規制非検疫有害動植物」とあるので、その関係もよく基準の中で仕分けされるように検討を今後されたらと思います。この中でも訳がいろいろになっているので、その辺は統一された方がいいかと思います。

○阪村検疫対策室長　ありがとうございます。おっしゃるように「**Quarantine pest**」というのと「**Regulated pest**」というのは多分、今後、例えば基準委員会なり CPM に行った段階でも多少の議論はあると思いますので、その辺、私どももまだよく精査し切っていないようでございますので、お詫び申し上げて、今後の議論で問題のないように決めていきた

いと思っております。

○秋山委員 これは IPPC でも整合性がなくて、申し合わせ事項で整理している部分もあります。だから、その辺も踏まえた議論をこれからされたらどうかと思います。

○阪村検疫対策室長 はい、わかりました。

○坂田植物防疫課課長補佐 ほかに御意見等ございますでしょうか。

そういたしましたら、各国協議に諮られています ISPM 案の説明と、我が国のそれに対する対応方針についての意見交換を終わらせていただきたいと思います。

以上をもちまして本日の議題は終わりなのですが、全体を通じまして、あるいは何か御質問漏れとかありましたら、この場でお伺いしたいと思います。御意見等がございましたらよろしく願いいたします。

米倉委員。

○米倉委員 済みません、1つ前の議題に戻させていただきます。特に、ISPM に対するコメントとかそういう直接的なことではございませんで、意見でございます。

診断プロトコルの中で DNA 診断というのが出ているのは私、非常に喜んでいます。現実には検疫診断同定場で診断が難しいということで推定有害という措置を受けるのか、もしくはその逆も起きているのではないのかという懸念があります。成虫であれば、例えばこのミナミキイロアザミウマでも、熟練された方であればこれをもとに判断できるわけなのですが、こういうスキルを持っている人というのはそんなにたくさんいないのだと思います。現実には判定する場面でも結構時間がかかる。それと、ましてや幼虫、卵のレベルになるとこれでわかる人はまずいないだろう。そうなると、どうやって判断するのだということになります。ここに ELISA 法というものもあるわけですが、スピード、それと実際に適用する現場での簡便性、スキルが余り要らないということを考えますと、やはり DNA 診断が一番すぐれているのではないだろうか、プロトコルをつくるのは大変ですが、それを一旦つくってしまった後は専門家というよりも、普通の技術を持った人がそれを全部やれるということなので、非常に有効な手段になろうかと思います。植物検疫の場やいろいろな場面で有効に使える、正確な信頼できる手段だと思いますので、日本の植物検疫体制が非常に高度な技術を使って信頼できるものであるという評価を得るためにもぜひ力を入れて進めていただきたいと思います。

○阪村検疫対策室長 貴重な御提言、ありがとうございます。まさに米倉委員のおっしゃいましたことは、我が国もそうですし、世界の植物検疫当局が、見つかった虫が果たして

何であるか、これを迅速に、荷物をなるべくとめないで同定をして措置を決める、必要かどうか決める、これはまさに1つの大きな課題でございます。先ほどおっしゃったように、卵なり幼虫なりで十分な同定ができない、この手の検索表というのがないというものが現実でございます、その際には、申しわけございませんけれども、私どもはきつめの措置をとらせていただいているというのが現実でございます。

それと、人間にもいろいろ特徴があると思うのですけれども、同じ種の害虫でもいろいろ開きや特徴がありまして、典型的なものが見つければこの図でミナミキイロアザミウマとすぐわかりますけれども、なかなか微妙でわからない部分もある。そういう場合には荷物をとめて待っていただくのか、それとも消毒をして流通をさせたいという、そこは輸入者の御希望で、不本意ながら消毒をしてお引取りいただくという事例も実はあります。これが現実でございます。そういう問題を解消するために遺伝子診断なり抗血清というのは非常に有効な手段であることは確かなのですけれども、やはりここでも紹介されておりますけれども、世界中の検疫当局、または学者さんが検討しておりますけれども、やはり遺伝子といいましても適切なプライマーとといいますか、標準、コントロール、これがミナミキイロアザミウマですというものを作出して、それと比較をして、確かに同じバンドが出たからミナミキイロアザミウマですねというような非常にややこしい、しかも信頼性の必要とされる操作が必要なのです。私ども、普段検疫で接しております害虫が数百種でございますけれども、それらについてなかなかすべてについて信頼のおける技術を開発するのは時間がかかるというような現状も御理解いただければと思います。御趣旨は非常によく理解いたしました。ありがとうございました。

○坂田植物防疫課課長補佐 佐々木委員、ありますか。

○佐々木委員 ちょっと教えていただきたいのですが、これは質問なのですが、先ほどから国によっては1つの検疫処理に頼っているところがあるようなお話があったのですが、例えば日本に輸入される主なもので国別に主な検疫処理方法がリスト化されたものというのはあるのでしょうか。先ほどくん蒸ですとか、熱処理ですか、この間、放射線処理もスペシャルプロセスでもう通ったと思うのですけれども、それぞれの作物について主な輸出国がどういう処理をしているかというものがパッとわかるようなものがあれば見たいという質問なのです。

○阪村検疫対策室長 ありがとうございます。ちょっと私どもの方では今用意しておりませんし、調べないとわからないと思うのですけれども、米倉委員の方で何か。

○米倉委員 私どもでは会員さん向けに一覧表というものをつくっていますので、当局ではございませんので、それで保証するわけではなくて、多分ほとんど間違いないと思いますが、最終的に植物防疫所様の方に尋ねていただいてという条件でしたら御提供いたします。

○佐々木委員 よろしく申し上げます。

○阪村検疫対策室長 そのほかございませんか、まだ少し時間はございますけれども。

先ほどのミナミキイロアザミウマの検疫対象か否かということにつきまして、検疫対象ではないと申しあげましたけれども、検疫対象でございます。訂正させていただきます。

ほかに御質問ございますか。

○坂田植物防疫課課長補佐 御質問等ございませんでしょうか。

そういたしましたら、本日は大変お忙しいところをありがとうございます。以上をもちまして、第5回国際植物防疫条約に関する国内連絡会を終わらせていただきたいと思います。

本日いただきました貴重な御意見を踏まえまして、提案を9月末までにつくりまして、関係省庁とも連絡をとりながら、IPCCの方に提出していきたいと考えております。

また、本日の連絡会につきまして、さらによりよい連絡会にさせていただくためにアンケートをお願いしております。お帰りの際に回収箱を用意させていただいておりますので、御協力いただければと思います。

次回の植物防疫条約に関する国内連絡会でございますが、CPM5の方が来年の3月末に予定をされております。その前にまた皆様方の御意見を踏まえて我が国としての交渉のスタンスというものを決めていきたいと考えております。詳しくは追ってまた近くなりましたら御連絡させていただきます。その際もぜひよろしくお願いいたします。

本日はお忙しいところを本当にありがとうございます。

閉 会